（証券コード　３６８５）
平成27年７月１日

株 主 各 位

東京都中央区築地一丁目13番１号
株式会社みんなのウェディング
代表取締役社長兼ＣＥＯ　内　田　陽　介

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年７月16日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年７月17日（金曜日）午前10時

２．場　　所　東京都中央区銀座六丁目14番10号
コートヤード・マリオット銀座東武ホテル　２階　桜の間
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照くださいますようお願い申し上げます。）

３．目的事項

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役６名選任の件

第３号議案　監査役２名選任の件

以　上

当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面に加え、委任された株主の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主１名に限らせていただきます。

なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.mwed.co.jp/）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

平成27年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）によって、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第29条（取締役の責任免除）及び定款第39条（監査役の責任免除）の規定を変更するものであります。

なお、第29条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１条～第28条　（条文省略）	第１条～第28条　（現行どおり）
（取締役の責任免除）	（取締役の責任免除）
第29条　（条文省略）	第29条　（現行どおり）
２．　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	２．　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第１項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第30条～第38条　（条文省略）	第30条～第38条　（現行どおり）
（監査役の責任免除）	（監査役の責任免除）
第39条　（条文省略）	第39条　（現行どおり）
２．　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第１項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	２．　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法第423条第１項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第40条～第47条　（条文省略）	第40条～第47条　（現行どおり）

第２号議案　取締役６名選任の件

代表取締役内田陽介、取締役新井普之及び取締役芝昭彦は、本臨時株主総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、今後新たな経営体制により事業を推進し、経営基盤の強化を図るため、取締役を増員することとし、取締役６名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任される取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	石渡進介（いしわたり しんすけ） （昭和44年８月30日）	平成10年４月　牛島法律事務所（現　牛島総合法律事務所）入所 平成12年４月　上杉法律事務所（現　桜田通り法律事務所）入所 平成13年１月　Field-R法律事務所設立 平成19年10月　クックパッド株式会社取締役 平成20年８月　ヴァス・コ・ダ・ガマ法律会計事務所設立　パートナー弁護士（現任） 平成22年７月　株式会社コロプラ社外取締役（現任） 平成23年３月　クックパッド株式会社執行役 平成27年３月　同社執行役員（現任）	－株
2	間渕紀彦（まぶち のりひこ） （昭和50年12月１日）	平成10年４月　YKK AP株式会社入社 平成17年12月　株式会社エムアウト入社 平成20年９月　株式会社メディパス代表取締役 平成21年12月　クックパッド株式会社入社 平成26年５月　同社執行役員	－株
3	有川久志（ありかわ ひさし） （昭和43年６月12日）	平成５年４月　株式会社電通入社 平成27年８月　クックパッド株式会社入社　執行役員就任予定	－株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	なきり　ひろし 百鬼　弘 （昭和32年３月６日）	昭和54年４月　株式会社中外入社 平成２年１月　三菱信託銀行株式会社（現　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社）入社 平成12年７月　株式会社バルス入社 平成12年９月　同社常務取締役 平成14年２月　同社専務取締役 平成19年６月　同社取締役副社長 平成24年１月　クックパッド株式会社執行役	－株
5	あきたよしてる 穐田誉輝 （昭和44年４月29日）	平成５年４月　株式会社日本合同ファイナンス（現　株式会社ジャフコ）入社 平成８年４月　株式会社ジャック（現　株式会社カーチスホールディングス）入社 平成11年９月　株式会社アイシーピー代表取締役 平成12年５月　株式会社カカクコム取締役 平成13年12月　同社代表取締役社長 平成18年６月　同社取締役相談役 平成19年７月　クックパッド株式会社取締役（現任） 平成24年５月　同社代表執行役（現任）	1,000千株
6	いわたしょういちろう 岩田彰一郎 （昭和25年８月14日）	昭和48年３月　ライオン油脂株式会社（現　ライオン株式会社）入社 昭和61年３月　プラス株式会社入社 平成９年３月　アスクル株式会社代表取締役社長（現任） 平成12年５月　同社ＣＥＯ（現任） 平成14年11月　ASKUL e-Pro Service株式会社（現ソロエル株式会社）取締役 平成18年６月　株式会社資生堂社外取締役（現任） 平成22年２月　アスマル株式会社取締役会長 平成22年11月　株式会社アルファパーチェス社外取締役（現任） 平成24年７月　ソロエル株式会社取締役会長（現任）	－株

（注）１．上記各取締役候補者は、新任の取締役候補者であります。
２．「所有する当社の株式数」は、平成27年６月10日現在の所有株式数であります。
３．穐田誉輝氏は、クックパッド株式会社の代表執行役であります。同社は当社の大株主であり、当社のその他の関係会社であります。当社は同社との間で資本業務提携基本合意書を締結しており、また、広告関連業務における取引関係があります。岩田彰一郎氏は、アスクル株式会社の代表取締役社長であります。当社は同社との間で文具事務用品等購入業務における取引関係があります。その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
４．有川久志氏は、平成27年７月31日をもって株式会社電通を退職する予定であり、取締役就任予定日は平成27年８月１日であります。
５．当社は、岩田彰一郎氏の選任が承認された場合、会社法第427条第１項及び当社定款に基づき、同氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その内容の概要は、会社法第423条第１項の責任につき、10万円又は会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額をもって、損害賠償責任の限度額とするものであります。
また、当社は、穐田誉輝氏の選任が承認された場合、本総会の第１号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、会社法第427条第１項及び変更後の当社定款に基づき、同氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その内容の概要は、会社法第423条第１項の責任につき、10万円又は会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額をもって、損害賠償責任の限度額とするものであります。
６．岩田彰一郎氏は、社外取締役候補者であります。
７．岩田彰一郎氏を社外取締役候補者とする理由について
岩田彰一郎氏は、企業経営者として、経営全般に関する豊富な知識と経験を有しており、当社の経営全般に対する助言を期待できることや、取締役の職務執行の監督強化を図るのに十分な見識及び経験を有していることから、当社において社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役今村創造及び監査役本橋広行は、本臨時株主総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、今後新たな監査体制により、コーポレート・ガバナンスの強化を行うため、監査役２名の選任をお願いするものであります。本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。なお、新たに選任される監査役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任監査役の任期の満了する時までとなります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	やまだ　ひろゆき 山田　啓之 （昭和39年10月20日）	平成８年８月　山田啓之税理士事務所設立　代表（現任） 平成12年11月　エイジックス株式会社設立　代表取締役（現任） 平成13年１月　ＡＺＸ総合会計事務所設立　代表（現任） 平成16年９月　クックパッド株式会社監査役 平成19年７月　同社取締役（現任） 平成22年３月　株式会社トリプレットゲート（現株式会社ワイヤレスゲート）監査役（現任）	－株
2	いいだ　こういちろう 飯田　耕一郎 （昭和46年10月15日）	平成８年４月　弁護士登録 森綜合法律事務所（現　森・濱田松本法律事務所）入所（現任） 平成17年６月　米国カリフォルニア州弁護士登録 平成23年12月　株式会社コロプラ監査役（現任）	－株

（注）１．上記各監査役候補者は、新任の監査役候補者であります。

２．「所有する当社の株式数」は、平成27年６月10日現在の所有株式数であります。

３．山田啓之氏は、クックパッド株式会社の取締役であります。同社は当社の大株主であり、当社のその他の関係会社であります。当社は同社との間で資本業務提携基本合意書を締結しており、また、広告関連業務における取引関係があります。飯田耕一郎氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

4．当社は、飯田耕一郎氏の選任が承認された場合、会社法第427条第１項及び当社定款に基づき、同氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その内容の概要は、会社法第423条第１項の責任につき、10万円又は会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額をもって、損害賠償責任の限度額とするものであります。

また、当社は、山田啓之氏の選任が承認された場合、本総会の第１号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、会社法第427条第１項及び変更後の当社定款に基づき、同氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その内容の概要は、会社法第423条第１項の責任につき、10万円又は会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額をもって、損害賠償責任の限度額とするものであります。

5．飯田耕一郎氏は、社外監査役候補者であります。

6．飯田耕一郎氏を社外監査役候補者とする理由について

飯田耕一郎氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての高度な専門知識に加え、企業法務の実務経験、また、他社での監査役としてガバナンス整備に携わっていることから、監査役としての見識及び経験を有していると考え、当社において社外監査役の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。

以　上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場が前回と異なっておりますので、お間違いのないようご注意願います。

会場：東京都中央区銀座六丁目14番10号
コートヤード・マリオット銀座東武ホテル　２階　桜の間
電話　03-3546-0111（代表）

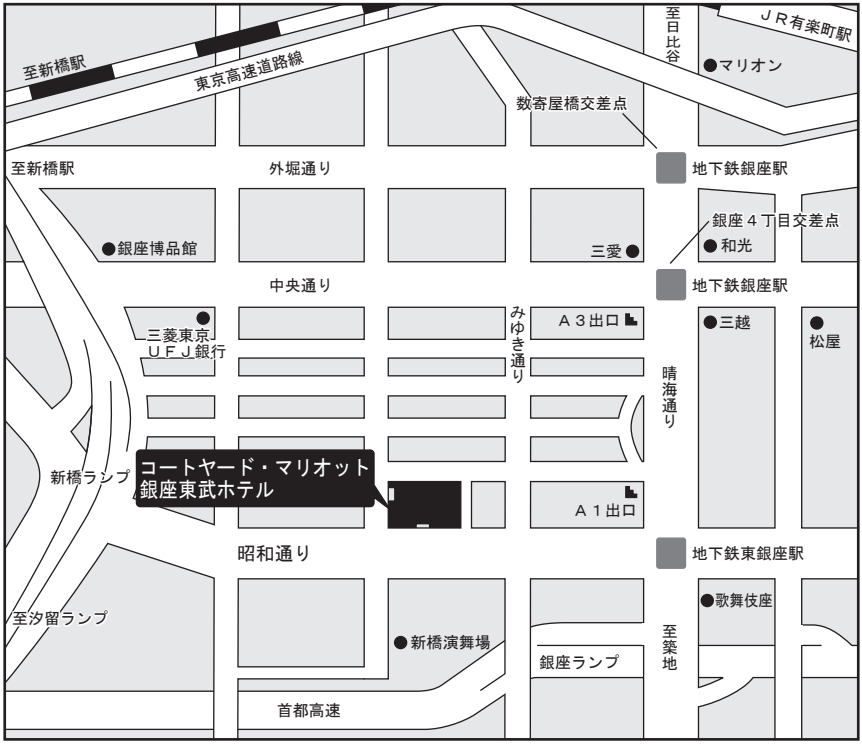

【交通のご案内】
◎地下鉄（日比谷線・浅草線）東銀座駅Ａ１出口より徒歩３分
◎地下鉄（丸ノ内線・銀座線）銀座駅Ａ３出口より徒歩５分

※駐車場の数には限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。